

愛知県小牧警察署への自動販売機に係る一般競争入札公告

次のとおり自動販売機設置に係る県有財産（建物）の貸付を一般競争入札に付します。
令和 7 年 2 月 19 日

愛知県小牧警察署長

1 入札物件

(1) 件名

自動販売機設置に係る県有財産の貸付

(2) 貸付物件

所在地	設置場所	貸付面積	設置台数
小牧市小牧一丁目 9 番地	1 階廊下	2.31㎡ 自販機、回収BOX含む	1 台

※ 1 貸付面積には、回収ボックスを含みます。また、自動販売機の機種によっては、商品の補充や維持管理のための扉の開閉等に支障がある場合もあるので、それらの支障がないか申込前に設置場所の確認をしてください。

※ 2 機種は、消費電力15アンペア程度以下のものとします。

(3) 貸付期間

令和 7 年 4 月 1 日（火）から令和10年 3 月 31 日（金）まで（更新なし）

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 政令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれにも該当しない者（いずれかに該当した者であって、その事実があった後 3 年を経過した者を含む。）であること。
- (3) 県が実施する自動販売機の設置を目的とする公有財産の貸付に係る一般競争入札参加者に必要な資格に関する告示（平成21年 3 月 6 日付け愛知県告示第149号）に定める資格をすべて満たすこと。
- (4) 愛知県内に本店、支店、営業所又は事業所を置いていること。
- (5) 入札公告の日から落札決定までの間、愛知県から指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 入札公告の日から入札の日までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（愛知県知事等・愛知県警察本部長、平成 24 年 6 月 29 日締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (8) 愛知県警察が定める誓約書及び法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者その他経営又は運営に実質的に関与している者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等その他経営又は運営に実質的に関与している者、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者その他経営又

は運営に実質的に関与している者をいう。)に係る名簿が提出されていること。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び入札説明書の交付場所、並びに問い合わせ先
愛知県小牧警察署 会計課
住所 小牧市小牧一丁目 9 番地 (郵便番号 485-0041)
電話 0568-72-0110 (内線 232)
- (2) 入札説明書の交付方法
令和 7 年 2 月 19 日 (水) から令和 7 年 2 月 28 日 (金) まで (日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する国民の祝日を除く。) の午前 10 時から午後 5 時までの間、随時交付します。
- (3) 入札参加申込みの受付の場所及び日時
愛知県小牧警察署 会計課
住所 小牧市小牧一丁目 9 番地 (郵便番号 485-0041)
令和 7 年 2 月 19 日 (水) から令和 7 年 2 月 28 日 (金) まで (日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する国民の祝日を除く。) の午前 10 時から午後 5 時までの間、随時受付します。
- (4) 入札及び開札の日時・場所
ア 日時
令和 7 年 3 月 6 日 (木) 午前 10 時
イ 場所
愛知県小牧警察署 講堂
- (5) 開札に関する事項
開札は、入札者を立ち合わせて行うものとします。この場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行います。

4 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積金額の 100 分の 5 以上の金額の入札保証金 (愛知県財務規則 (昭和 39 年愛知県規則第 10 号。以下「財務規則」という。) 第 152 条の 4 に定める入札保証金に代わる担保を含む。) を開札期日までに納めなければなりません。ただし、財務規則第 152 条の 3 の規定により、全部又は一部の納付を免除されたときは、この限りではありません。
- (3) 入札の無効
次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とします。
ア 財務規則第 152 条 (入札の無効) の規定に該当する入札
イ 一般競争入札参加申込書 (入札参加者が代理人である場合は、本人の委任状を添付すること。) 及び誓約書を提出していない者のした入札
ウ 入札書の金額を訂正したもの
エ 郵送による入札
オ 虚偽の事実を記載した者のした入札
カ 担当職員の指示に従わなかった者の入札

(4) 契約書の作成の要否

要

(5) 競争入札参加者に要求される事項

ア 入札に参加する者は、3 (1) の場所で交付する入札説明書に指示のある資格を証明する書類を下記の期限までに3 (1) の場所に提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければなりません。

(ア) 提出期限

令和7年2月28日（金）午後5時

(イ) 提出部数

1部

イ 期限までに参加申込書等を提出していない者及び入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができません。

(6) 落札者の決定方法

ア 競争入札参加資格及び入札説明書の要求事項をすべて満たし、当該入札者の入札価格が財務規則第153条第1項の規定に基づいて作成された予定価格以上で、かつ、最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

イ 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとします。入札者又はその代理人がくじを引かないときは、入札事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定します。

(7) 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときには、これを中止します。なお、この場合における入札参加者の損害は、入札参加者の負担とします。

(8) その他

詳細は、入札説明書によります。